9　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、平成28年４月１日（金）９時から４月13日（水）までとし、４月13日（水）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、受けようとする第１次試験の試験地に対応する次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは平成28年４月１日（金）から４月４日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（第１次試験の試験地）	（問合せ先）		
札幌市	札幌国税局	〒060―0042	札幌市中央区大通西10丁目
盛岡市 仙台市	仙台国税局	〒980―8430	仙台市青葉区本町３―３―１
高崎市 さいたま市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
東京都	東京国税局	〒104―8449	東京都中央区築地５―３―１
新潟市 松本市	関東信越国税局	〒330―9719	さいたま市中央区新都心１―１
名古屋市	名古屋国税局	〒460―8520	名古屋市中区三の丸３―３―２
金沢市	金沢国税局	〒920―8586	金沢市広坂２―２―60
京都市 大阪市	大阪国税局	〒540―8541	大阪市中央区大手前１―５―63
松江市 岡山市 広島市	広島国税局	〒730―8521	広島市中区上八丁堀６―30
高松市 松山市	高松国税局	〒760―0018	高松市天神前２―10
福岡市	福岡国税局	〒812―8547	福岡市博多区博多駅東２―11―１
熊本市 鹿児島市	熊本国税局	〒860―8603	熊本市西区春日２―10―１
那覇市	沖縄国税事務所	〒900―8554	那覇市旭町９

⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　拡大文字による試験及び試験時間の延長等　視覚障害の程度により拡大文字による試験、試験時間の延長等を行う。

11　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記９⑴の問合せ先のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。

（名称）	（所在地）	
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

別記

専門試験出題分野一覧

専門試験（多肢選択式）　次の１及び２に掲げる科目

１　民法・商法及び会計学（簿記を含む。）

２　憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語、商業英語、情報数学及び情報工学のうち、受験者の選択する４科目

専門試験（記述式）　憲法、民法、経済学、会計学及び社会学のうち、受験者の選択する１科目

平成28年度食品衛生監視員採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成28年４月１日　人事院事務総長　永長　正士

1　試験の名称　平成28年度食品衛生監視員採用試験

2　対象官職　販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和22年法律第233号）第４条第１項、第２項、第４項若しくは第５項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第62条第１項に規定するおもちゃの輸入に際して検疫所において行う検査及び指導の分野に係る専門的な知識を必要とする事務をその職務の主たる内容とする係員の官職

3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、原則として下記の俸給月額を支給される。

（適用俸給表）	（俸給月額）
専門行政職俸給表	１級９号俸　177,300円

なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

4　受験資格　次に掲げる者とする。

⑴　昭和61年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学において薬学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者及び平成29年３月までに当該課程を修めて大学を卒業する見込みの者

イ　都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年４月１日前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。⑵イにおいて同じ。）において所定の課程を修了した者及び平成29年３月までに当該課程を修了する見込みの者

⑵　平成７年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　⑴アに掲げる者

イ　都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において所定の課程を修了した者又は平成29年３月までに当該課程を修了する見込みの者であって、大学を卒業したもの及び平成29年３月までに大学を卒業する見込みのもの

ウ　人事院がア又はイに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。